

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告」の取扱いについて

下記に該当する感染症等が発生した場合は、県高齢者福祉課及び所管の保健所へ報告してください。

市町村については、県と報告対象が異なりますので、所管の市町村担当課に確認して下さい。

報告の対象事案等

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管課に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1人でも発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が5名以上又は全利用者の1割以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

報告対象となる社会福祉施設等

- ・ 養護老人ホーム
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- ・ 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

報告様式

- ・ 有料老人ホーム . . . 有料老人ホーム事故発生報告書（別紙様式2）
- ・ その他の施設等 . . . 任意様式

報告先

- ・ FAXの場合 097-506-1737
- ・ 郵送の場合 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班あて